

令和8年 第9回
教育委員会定例会会議録

令和8年5月28日（木）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2679号
令和8年第9回定例会

日 時 令和8年5月28日（木） 午前10時00分 開会

場 所 オンライン開催

「出席者」	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	鈴 木 令 奈
	委 員	中 村 博

「欠席委員」	教 育 長	新 宮 弘 章
	委 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教 育 推 進 部 長	佐々木 貴 浩
	学 校 教 育 部 長	茂 木 英 雄
	参事（教育長室長事務取扱）	鈴 木 健
	生涯学習スポーツ振興課長	本 城 典 子
	図書文化財課長	吉 田 宗 史
	学 務 課 長	金 田 耕治郎
	学校施設担当課長	河 原 一 禎
	教育人事企画課長	大久保 和 彦
	教育指導担当課長	清 水 浩 和
	先端教育担当課長	溝 口 貴 裕

「書 記」	教 育 総 務 係 長	若 木 康 治
	教 育 総 務 係	須 田 藍 子

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2672号 第2回定例会

日程第2 審議事項

- 1 港区奨学資金条例の一部を改正する条例について
- 2 港区奨学資金に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 3 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について

日程第3 協議事項

- 1 元麻布三丁目複合施設における弓道場及び多目的室（運動スペース）の整備計画（素案）について（非公開）

日程第4 報告事項

- 1 港区生涯学習推進計画（令和3年度～令和8年度）の進捗について
- 2 港区スポーツ推進計画（令和3年度～令和8年度）の進捗について
- 3 港区立図書館サービス推進計画（令和3年度～令和8年度）の進捗について
- 4 港区学校教育推進計画（令和3年度～令和8年度）の進捗について
- 5 港区立学校の設備等改修工事に伴う学校施設開放事業の休止について
- 6 ラクロス世界選手権大会開催に向けた気運醸成事業について
- 7 高輪子ども中高生プラザ機械設備改修工事について
- 8 図書館資料自動貸出機等の購入について
- 9 港区立小学校及び港区立中学校学習机等の購入について
- 10 港区立箱根ニコニコ高原学園ちゅう房機器の購入について
- 11 港区立小学校及び港区立中学校ちゅう房機器の購入について
- 12 令和7年度港区立幼稚園修了児及び小中学校卒業生の進路状況について
- 13 バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）の導入について
- 14 明治学院大学との教員養成に関する協定の締結について
- 15 学校法律相談の令和7年度下半期実施状況について
- 16 後援名義等の4月使用承認について
- 17 生涯学習スポーツ振興課の4月事業実績について
- 18 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 19 生涯学習スポーツ振興課の6月事業予定について
- 20 図書館の4月分利用実績について
- 21 図書館・郷土歴史館の4月行事实績について
- 22 図書館・郷土歴史館の6月行事予定について
- 23 6月教育人事企画課事業予定について
- 24 みなと科学館の4月利用状況について

「開会」

○教育長職務代理者 ただいまから、令和8年第9回港区教育委員会定例会を開会します。

本日は山内委員から、所用により欠席とご連絡を頂いております。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長職務代理者 では、日程に入ります。本日の署名委員は、中村委員にお願いします。

○中村委員 承知しました。

「本日の運営」

○教育長職務代理者 まず、本日の運営についてお諮りします。

日程第2「審議事項」第1から第2までの2件の審議事項、及び日程第4「報告事項」第1から第4までの4件の報告事項については、内容に重複している部分がございますので、それぞれ一括して説明を受けてから質疑を行いたいと思います。また、日程第3「協議事項」第1「元麻布三丁目複合施設における弓道場及び多目的室（運動スペース）の整備計画（素案）について」、この案件につきましては、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長職務代理者 ご異議がないようですので、そのように運営を行います。

日程第1 会議録の承認

第2672号 第2回定例会

○教育長職務代理者 日程第1「会議録の承認」に入ります。お手元の議事日程に記載した1件の会議録につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長職務代理者 ありがとうございます。それでは、承認することに決定いたしました。会議録については、公開に向け、速やかに準備を進めてまいります。

日程第2 審議事項

1 港区奨学資金条例の一部を改正する条例について

2 港区奨学資金に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長職務代理者 次に、日程第2「審議事項」に入ります。初めに、審議事項第1、議案第29号「港区奨学資金条例の一部を改正する条例について」から、審議事項第2、議案第30号「港区奨学資金に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」までの2件について、一括して説明をし、質疑をお願いいたします。

○教育長室長 それではまず、議案第２９号「港区奨学資金条例の一部を改正する条例について」、議案資料Ｎｏ．１によりご説明をさせていただきます。

５ページ目、議案資料Ｎｏ．１－３、囲みを御覧ください。「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」等の一部改正に伴い、多子世帯の範囲を変更する必要があるため、港区奨学資金に関する条例の一部を改正いたします。

項番１「趣旨」です。国において、令和７年度税制改正により、新たに特定親族特別控除が創設されました。これにより、１９歳以上２３歳未満の方について、アルバイト等によって所得が一定額を超え、扶養親族に該当しなくなる場合であっても、給与収入が一定額以下までであれば特定親族特別控除として所得控除を受けられるようにしました。

その効果を端的に申し上げますと、大学生世代の子自身が受けられる所得を一定額まで増やすとともに、その親族の税負担も一定額までは控除により削減することを可能とするという制度改正でございます。

これを踏まえまして、国、文部科学省の方でも、奨学金の定めである独立行政法人日本学生支援機構に関する省令等を改正し、特定親族特別控除の対象となる子の年収が１６０万円以下であれば多子世帯の子どもとして扱うものとする改正を、本年１０月１日施行で行いました。これによりまして、港区においても奨学資金に関する条例を一部改正するものでございます。

項番２「改正内容」です。改正によりまして、新たに特定親族特別控除である子も多子世帯の支援の対象となりました。これを踏まえ、区が行う給付型奨学金制度においても、多子世帯に該当する範囲を国が定める範囲に変更・拡充いたします。

変更については、図表を御覧いただければと思います。これまで１９歳以上２３歳未満の者は、扶養親族として控除対象となるには１２３万円以下の給与収入でなければならなかったところ、赤枠に示しているとおり、税制改正により１６０万円以下までの給与収入、合計所得換算で行くと９５万円までであれば、新たに設けられました特定親族特別控除として控除対象となります。端的に申し上げますと、多子世帯において親等が控除を受ける範囲が広がるため、これまでの収入基準の幅も広がることとなります。

項番３「施行期日」は、令和８年１０月１日を予定しております。本件をご承認いただいた後は、第２回港区議会定例会に付議いたします。新旧対照表については、資料１、２のとおりでございます。

続きまして、議案第３０号「港区奨学資金に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」もご説明いたします。資料Ｎｏ．２－３を御覧ください。ただいまご説明しました条例改正に連動しまして、条例の施行規則において申請書様式等の記載内容を変更するものでございます。新旧対照については、資料２－２のとおりでございます。雑駁ですが説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はございますか。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。

議案第29号から議案第30号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長職務代理者 ご異議がないようですので、議案第29号から議案第30号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

3 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長職務代理者 次に、審議事項第3、議案第31号「港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付議案資料No. 3を御覧ください。説明は、26分の26ページ、No. 3-3の資料を用いてご説明させていただきます。本件は、学校屋内プール開放校に三田中学校及び白金の丘中学校を追加するため、港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正することについてお諮りするものです。

項番1「改正理由」です。令和8年6月1日から三田中学校、令和8年7月1日から白金の丘中学校の屋内プールを開放するため、港区立学校屋内プールの使用に関する規則における関連規定の一部を改正いたします。

項番2「改正内容」についてです。(1) 学校名及び位置に、三田中学校及び白金の丘中学校を追加いたします。(2) 休場日に、白金の丘中学校を追加します。規則第4条第1項において、休場日は月曜日、火曜日及び水曜日と規定されています。白金の丘中学校の休場日は、月曜日、火曜日及び木曜日のため、休場日に追加するものであり、三田中学校の休場日は原則どおりのため追加する必要はありません。(3) 開場時間に、三田中学校及び白金の丘中学校を追加します。

項番3「交付日」は、令和8年6月1日を予定しています。

項番4「施行期日」です。令和8年6月1日に三田中学校を追加、7月1日に白金の丘中学校を追加します。甚だ簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はございますか。

よろしいですか。それでは、採決に入ります。議案第31号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長職務代理者 ご異議がないようですので、議案第31号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第3 協議事項

- 1 元麻布三丁目複合施設における弓道場及び多目的室（運動スペース）の整備計画（素案）について（非公開）

○教育長職務代理者 次に、日程第3「協議事項」に入ります。協議事項第1「元麻布三丁目複合施設における弓道場及び多目的室（運動スペース）の整備計画（素案）について（非公開）」ご説明をお願いします。

これより非公開の協議に入ります。

（非公開協議）

日程第4 報告事項

- 1 港区生涯学習推進計画（令和3年度～令和8年度）の進捗について
- 2 港区スポーツ推進計画（令和3年度～令和8年度）の進捗について
- 3 港区立図書館サービス推進計画（令和3年度～令和8年度）の進捗について
- 4 港区学校教育推進計画（令和3年度～令和8年度）の進捗について

○教育長職務代理者 次に、日程第4「報告事項」に入ります。初めに、報告事項第1「港区生涯学習推進計画（令和3年度～令和8年度）の進捗について」から、報告事項第4「港区学校教育推進計画（令和3年度～令和8年度）の進捗について」までの4件について、一括して説明をし、質疑をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、本日付資料No. 1から4までを用いまして、教育委員会の四つの個別計画の進捗について、報告に先立ち、共通事項について私の方から説明させていただきます。

全ての資料を通じまして、項目等は統一しております。各資料の1ページ目を御覧いただきますと、項番1は、各計画に掲載している事業数となっております。また、計画掲載事業の一覧は、それぞれ別紙1としてお示ししております。資料1ページ目の項番2は、各事業の進捗状況となっております。年次計画・成果指標を設けている事業は別紙2としてお示しし、その他の事業は参考資料として一覧化しております。なお、本日は時間も限られておりますので、別紙2で年次計画・成果指標を記載している事業を基本に、主立ったものをいくつか取り上げて各課からご報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、生涯学習推進計画から順にご説明をさせていただきますので、初めに資料No. 1を御覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、生涯学習推進計画に掲載している事業の進捗状況について報告いたします。項番1、計画に掲載している事業数は、92事業です。項番2「各事業の進捗」です。92事業のうち、年次計画・成果指標を記載している事業は全部で3事業あり、2事業を進捗状況の区分a「後期3年間の目標を上回って達成する見込み」と評価し、1事業を区分b「後期3年間の目標に到達する見込み」と評価いたしました。

16分の4ページ、別紙2を御覧ください。一つ目「生涯学習事業のオンライン配信の推進」です。より多くの方がいつでも生涯学習講座を受けられるよう、参集だけでなくオンラインでも講座を実施するとともに、アーカイブをはじめ講座の動画を配信する事業です。取組目標「オンライン

配信の講座数」は、当課で実施した分と生涯学習センターで実施した分を合わせて、令和7年度は7講座実施し、アーカイブ化しているものを含め、32講座の計画に対し32講座となりました。

成果指標「オンライン配信講座の受講者数」は1万9,416人で、令和6年度からの実績からは減りましたが、指標としていた1万人を大きく上回りました。令和8年度も、講座配信に取り組むことによって後期3年間の目標を上回る実績が見込まれるため、進捗状況をaと評価しています。動画によって再生回数に大きく差が出ていることを踏まえ、講座のテーマ設定などについて、引き続き工夫した取組を進めていきます。

二つ目「生涯学習情報の提供及び強化」です。生涯学習施設で収集している様々な生涯学習情報や実施講座の情報などを発信しています。取組目標「ICTを用いた情報発信数」は、当課、施設、どちらもSNSを中心に積極的な発信に取り組んだ結果、600回の計画に対し1,173回、約1.96倍の発信数となりました。成果指標「生涯学習講座に参加した人数」についても約1,327人と、指標としていた1,000人を上回っています。この結果を踏まえ、進捗状況をaと評価しています。今後も積極的な発信を継続しつつ、魅力ある講座を企画し、発信のターゲットに応じた内容、時間帯など、細かな工夫をすることで、より多くの方に訴求できる情報発信を工夫してまいります。

16分の5ページ目を御覧ください。三つ目「地域学校協働活動の推進」です。各学校、幼稚園に地域学校協働本部を配置し、配置した地域コーディネーターが、出前授業や職場体験などのコーディネートをはじめ地域のニーズに応じて地域の様々な人材の協力を得ながら、きめ細かに学校をサポートしています。

取組目標の本部設置数は、令和7年度の計画、38本部に対し、白金小学校、青南幼稚園の1校1園に設置し、計37本部となりました。目標には達していませんが、令和7年度中に実施した未設置校へのヒアリングの結果、令和8年度には設置が完了し、目標を達成する見込みです。

成果指標については、本部を設置している各学校と各校の地域コーディネーターへのアンケートの結果、地域と学校の連携が図れていると感じる協働本部の割合が89%となりました。地域との連携支援によって学校教育が支えられていると回答した学校が多く、各校本部の活発な取組が高評価につながっていると受け止めております。

これらを踏まえ、進捗状況についてはaとしたいところではあるのですが、地域学校協働本部設置数が令和7年度時点で目標に達していなかったため、bとしています。今後は、各校協働本部において地域コーディネーターを対象としたスキルアップ研修や情報交換の機会を設け、より効果的な活動となるよう取り組んでまいります。なお、そのほかの事業の令和7年度末までの進捗については、16分の6ページ以降の参考資料に記載しています。説明は以上です。

続いて、報告資料No.2を御覧ください。スポーツ推進計画に掲載している事業の進捗状況について報告いたします。項番1、「計画に掲載している事業数」は96事業です。項番2「各事業の進捗」です。96事業のうち、年次計画・成果指標を記載している事業は全部で3事業あり、2事業を進捗状況の区分aと評価し、1事業を区分bと評価しました。

13分の4ページ、別紙2を御覧ください。一つ目「オンライン配信によるスポーツ機会の充実」です。自宅等でも気軽にスポーツに親しめるよう、スポーツ教室などをオンライン配信する取組です。取組目標「オンライン配信によるスポーツ教室数」については、7教室の計画に対し、8教室をオンラインで配信しました。成果指標「オンライン配信したスポーツ教室の参加者数」は1,280人と、指標とした2,700人を下回りました。原因としては、配信時期が集中したことで効果的な周知や視聴の分散が図れていなかったこと、視聴者ニーズを十分に把握できていなかったためと考えています。これらのことから、進捗状況をbと評価しました。今後は幅広い方に見ていただけるよう、アンケートによるニーズの分析を検討し、魅力あるコンテンツをつくっていきます。

13分の5ページ「スポーツ大会・試合・催し物の誘致」です。区民にトップアスリートの競技観戦などの機会を提供する事業です。取組目標「スポーツ大会等の誘致数」は、計画どおり5事業、アスリートの指導による教室やイベントのほか、障がい者サッカー連盟との連携によりスポーツセンターで障がい者サッカーの親善試合を実施しました。成果指標の観戦者数については、指標とした1,300人を大きく上回る6,355人となりました。突出して多かった全日本フェンシング大会以外も、「福島千里セイコーかけっこ教室」に400人超、日本卓球リーグホームマッチに550人と、多くの方に体験・観戦できる機会を提供できたと考えております。進捗状況はaと評価しました。今後も引き続き、区民が様々な競技を観戦・体験できる機会の提供に努めていきます。

13分の6ページ、スポーカルへの支援です。区民が身近なところで様々なスポーツ等を楽しむことができる、地域で自主運営されている区内四つの総合型スポーツ・文化クラブについて、活動場所の確保などを支援しています。取組目標は「連携事業数」としてはありますが、これは各スポーカルが、自分たちだけでなく競技団体などほかの様々な主体と連携することで活動の充実を図っているもので、計画を上回る12回の連携事業が実施されました。

スポーカル全体で目標や課題を共用する会議を、令和6年度について引き続いて令和7年度にも実施したことで、各スポーカル活動の活性化につながりました。成果指標の「連携事業参加者数のうち、スポーカルの活動に参加したいと回答した人の割合」は100%となっています。これらのことから、進捗状況はaと評価しています。今後も、連携事業を含むスポーカル活動を支援し、スポーカルの魅力向上、参加者増を図っていきます。なお、その他の事業の令和7年度末までの進捗については、13分の7ページ以降の参考資料に記載しています。説明は以上です。

○図書文化財課長 港区立図書館サービス推進計画の進捗についてご報告いたします。本日付報告資料No. 3を御覧ください。項番1、「計画に掲載している事業数」は43事業です。項番2、年次計画・成果指標を記載している事業数は3事業で、そのうち進捗状況をaとした事業は2事業、bとした事業は1事業です。

7分の3ページ、別紙2を御覧ください。まずaとした事業名は、「電子書籍サービスの活用」と「調べ学習の支援」です。下段の「電子書籍サービスの活用」については、電子書籍所蔵タイト

ル数は600冊以上増加し、目標の9,000をやや下回りましたが、電子書籍貸出数は指標を約1万1,800件、約1.3倍上回り、後期3年間の目標に到達いたしました。また、昨年度実施した調査では、電子書籍の利用意向率は高く、コンテンツを充実してまいります。

次のページを御覧ください。三つ目の「調べ学習の支援」については、講座開催数は4回下回りましたが、新たに調べ方の手引きとなるパスファインダーを9つ作成しました。また、応募作品数は指標を約50作品上回っています。パスファインダーは、学校図書館に送付し、活用を促してまいります。

次に、bとした事業は「あらゆる人の学びを支える幅広い資料の収集」です。1ページお戻りいただき、上段を御覧ください。幅広い資料の収集については、所蔵資料数は、港南図書館の大規模改修工事に向けて、保管するコストを削減するため除籍を進める一方、目標を約8,000冊上回りました。また「蔵書に満足している利用者の割合」は横ばいでした。各館での地域特性を踏まえた分野ごとの重点収集等を踏まえ、利用者の満足度向上に取り組んでいきたいと考えています。

7分の5ページに、参考資料として、その他の事業の進捗管理表をつけております。新規事業は丸印で二つあり、中段、1-(3)-③の「ICTを活用した利便性の向上」は、来館しなくても利用できるサービスとして、音楽配信サービスの導入を検討。同じく、中段の2-(1)-②「絵本貸出定期便の実施」は、対象年齢の引き上げの検討を行います。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○学校教育部長 続きまして、港区学校教育推進計画の進捗についてご説明いたします。資料は、報告資料No.4を御覧ください。項番1、掲載事業数は計33事業になります。次に、項番の2(1)を御覧ください。成果指標を記載している15事業のうち、進捗状況がa評価は7事業、b評価は8事業、c評価以下は0事業でした。詳細につきましては、24分の4ページ、別紙2に記載をしております。

一部抜粋してご説明をいたします。まず、2ページ目、上段に「学校図書館の充実」事業でございます。成果指標①は「学校司書や学校図書館支援員と連携し、学校図書館を活用した授業を月2回以上行った学校の割合」としてありますが、目標の88%のところ、実績が93%となっております。事業の進捗状況はa評価としております。

次のページ、3ページ目上段「特別支援教育の充実」でございます。成果指標①は「今後も継続して学びたいと答えた児童・生徒数の割合」としております。目標が78%のところ実績が88%となっており、多くの児童・生徒から意欲的に学びたいという姿勢が見受けられました。事業の進捗状況は、a評価です。

続きまして、次のページ、4ページ目上段、「ICTを活用した学びの充実」でございます。成果指標①は「ICTを利用した事業の実施率」となっており、小学校では目標が57%のところ実績は65.2%、中学校では目標が62%のところ81.8%と、目標を上回って達成しております。今後は、複線型授業をはじめとしたICT活用について学校間で情報共有をし、授業の質的向

上を図ることができる仕組みを整備してまいります。事業の進捗状況は、a 評価でございます。簡単でございますけれども、別紙2につきましては以上になります。

そのほか、成果指標を記載していない18事業につきましては、参考資料に進捗状況を記載しております。簡単ですが、説明は以上でございます。

○教育長職務代理人 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご質問はございますか。

よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

5 港区立学校の設備等改修工事に伴う学校施設開放事業の休止について

○教育長職務代理人 次に、報告事項第5「港区立学校の設備等改修工事に伴う学校施設開放事業の休止について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、報告資料No. 5を御覧ください。本件は、港区公共施設マネジメント計画に基づく区立学校施設の設備等改修工事を行うため、学校施設開放事業を休止することについて報告するものです。

項番1、対象となる学校と工事内容です。資料記載の全13校において、電気設備改修、空調設備等改修、中規模及び大規模改修、トイレ、屋内プール改修、埋蔵文化財試掘調査などの工事を行います。

項番2、休止予定の施設及び期間です。それぞれ学校の工事内容に応じて、校庭や体育館、屋内プールでの施設開放事業を休止します。期間は、工事の内容や規模等によってそれぞれ異なりますが、概ね夏期休業期間内に終了する予定です。ただし、(6)本村小学校、屋内プールの電気設備改修、機械設備改修については、夏期のプール事業の実施時期を終えた10月から開始し、令和9年3月20日までとなります。

項番3、利用者への周知についてです。学校施設を利用している団体には個別に連絡をし、ご理解を得ております。そのほか、ホームページやX、施設予約システムへの掲載、施設での掲示等により周知いたします。簡単ですが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長職務代理人 ただいまの説明に対して、ご質問はございますか。

○鈴木委員 ありがとうございます。スケジュールに関してお伺いしたいのですが、例えば御成門学園に関しては、小学校と中学校、同時期に工事がある、筈小、それから高陵中など、同じ区域の中で小学校も中学校も両方同時に工事が行われるというのが、資料からは読み取れるのですが、何か近隣の小・中学校の利用しやすいところにご案内するとか、そういったことはありますでしょうか。全体的に同じ地域で何か所も工事が入ると、やはり地域で利用されている方々、子どもたちも非常に遠いところまで行かなければいけなくて、正直、夏休みになると親が疲弊しております。なので、その辺のスケジュール感というのは、地域性とかも考慮した上でのスケジュールリングなのかということをお聞かせいただければと思います。

○生涯学習スポーツ振興課長 委員のご質問に関してですが、公共施設マネジメント計画に基づいて工事をそれぞれ実施しているので、なかなか、このエリアの学校が多いから今回はやめておこうというような調整が難しい状況です。ただ、おっしゃるとおり、普段から使用している団体もいらっしゃると思いますので、事前に、それぞれの学校を使用されている団体については、希望も踏まえまして、例えば一時的に近隣校の抽選申込みができる扱いとするなど、できる限り可能な範囲で対応したいというふうに考えております。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○教育長職務代理者 よろしいでしょうか。それでは、この報告は以上とさせていただきます。

6 ラクロス世界選手権大会開催に向けた気運醸成事業について

○教育長職務代理者 次に、報告事項第6「ラクロス世界選手権大会開催に向けた気運醸成事業について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、報告資料No. 6を御覧ください。本件は令和8年度及び9年度にラクロスの世界選手権大会が東京で開催されることを踏まえ、区民がラクロス競技に触れ、その魅力を発見する機会を創出するとともにスポーツのさらなる振興を図るため、令和8年度に気運醸成事業を実施することについてご報告するものです。

項番1「大会概要」です。16の国と地域が参加し、7月24日金曜日から8月2日日曜日まで開催されます。7月31日の準決勝、8月2日の決勝・3位決定戦は、秩父宮ラグビー場が会場となっております。

項番2「気運醸成事業」についてです。(1)企画展、(2)みんなとジョイスポでのラクロス体験会、(3)区民等への決勝戦無料観戦招待を実施いたします。(1)企画展は、ラクロスの魅力発信や大会開催に向けた気運醸成を図るため、6月8日月曜日から19日金曜日まで、区役所1階のロビーで実施いたします。パネル展示のほか、ユニフォームや選手が着用する用具などを展示します。また、直接手に取っていただける体験用の用具、クロスになりますが、こちらも展示いたします。(2)体験会は、日本ラクロス協会の協力を得て、5月30日土曜日に青山小学校校庭にて、6月21日日曜日に赤坂学園赤坂小学校校庭にて、原則、通学区域内に在住する児童及び付き添いのある幼児を対象として、無料で実施します。(3)決勝戦無料観戦招待は、世界最高峰のプレーを間近で観戦することで、ラクロスの魅力を見て、知って、体感していただく機会を創出するために実施します。対象は、区内在住・在学・在勤者で、最終日に秩父宮ラグビー場で行われる3位決定戦と決勝戦を観戦いただけます。招待者数は、高校生以上が2名1組セットで100組200名、高校生以上1名と中学生以下1名の100組200名の計400名です。費用は無料で、先着順でオンラインにより申込みを受け付け、定員に達した時点で終了します。

申込み期間は、6月15日月曜の午前9時からとなりますが、広報みなと6月1日号、区ホームページ等でも同日から周知を開始し、十分な周知期間を設けた上で受付を実施します。受付終了

後、7月にチケットデータを申込者それぞれに送付する予定です。(4) 広報については、日本ラクロス協会と連携し、広報みなど、区ホームページ、SNS等により多角的に周知いたします。

項番3「今後のスケジュール」については、記載のとおりです。簡単ですが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますか。

○鈴木委員 ありがとうございます。世界大会ということで非常に楽しみにしております。ラクロスは、高校生からは部活等でよくあるかなという印象を受けるのですが、小・中学校で部活ですかそれからクラブチームで、港区内で登録をされているようなチームというのはありますでしょうか。教えてください。

○生涯学習スポーツ振興課長 小・中学生であるとか区内の登録団体というのは、今のところございません。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○教育長職務代理者 よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

7 高輪子ども中高生プラザ機械設備改修工事について

○教育長職務代理者 次に、報告資料第7「高輪子ども中高生プラザ機械設備改修工事について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 「高輪子ども中高生プラザ機械設備改修工事について」ご説明いたします。本日付報告資料No. 7を御覧ください。「報告内容」です。令和8年度に、高輪子ども中高生プラザは竣工から15年が経過することから、港区公共施設マネジメント計画に基づく機械設備改修工事を実施するものです。

項番1「建物概要」については記載のとおりですが、(5) 主な用途に図書館があり、高輪図書館分室になります。

項番2「工事概要」です。空気調和設備工事としてエアコン等の改修工事、給排水衛生設備工事として給水ポンプ等の改修工事、その他の工事を行います。

項番3「改修工事期間中の運営」です。(2) 高輪図書館分室は、機器交換工事の実施中は、2か月程度、臨時休館します。休館期間中は、高輪図書館において予約資料の貸出し、資料の返却、利用者登録、閲覧席の利用等を行います。利用者へは、区立図書館での掲示等で周知を行います。

次のページを御覧ください。項番4「今後のスケジュール」です。工事議案については区議会の議決が必要なため、令和8年第2回港区議会定例会に提出いたします。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますか。

よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

8 図書館資料自動貸出機等の購入について

○教育長職務代理者 次に、報告事項第8「図書館資料自動貸出機等の購入について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 「図書館資料自動貸出機等の購入について」ご報告いたします。本日付報告資料No. 8を御覧ください。「報告内容」です。図書館資料自動貸出機等システム用情報機器について、機器を更新するため購入するものです。

項番1「図書館システムの概要」は後程ご説明いたします。

項番2「購入物品の内訳」は表に記載のとおりで、図書館7館、1分室、男女共同参画センター等の三つの図書館連携施設に、合計で、図書館資料自動貸出機24台、システム端末機8台、予約照会機1台など、記載の物品を更新するものです。

次のページを御覧ください。項番3「今後のスケジュール」です。物品の購入議案については区議会の議決が必要なため、令和8年第2回港区議会定例会に提出いたします。また、機器は令和8年12月から各図書館で使用を開始します。

項番4「新旧比較」は、表に記載のとおりです。

項番5から7は、物品の購入後に関連する業務内容で、記載のとおりです。

次のページ、別紙を御覧ください。項番1に関する図書館システムの概要です。(2)に今回購入する機器の詳細を記載しています。

次のページを御覧ください。今回購入する機器の画像です。報告は以上です。よろしくお願い申し上げます。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますか。

よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

9 港区立小学校及び港区立中学校学習机等の購入について

○教育長職務代理者 次に、報告事項第9「港区立小学校及び港区立中学校学習机等の購入について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、「港区立小学校及び港区立中学校学習机等の購入について」、報告資料No. 9を用いてご説明させていただきます。区立小・中学校における学習机等について、既存製品の生産終了に伴い、買換えのため購入をするものでございます。

「購入部品」は、区立小・中学校で使用する学習機と学習椅子で、数量は机が2,421台、椅子が2,424脚となります。

令和6年度から順次入替えを進めておりまして、今年度は小学校4学年及び中学校1学年を対象として、新しいものに更新いたします。生産終了が決まるまでは、通常は修理不能となったものから個々に新しいものに更新していましたが、生産が終了することに伴いまして、同学年で異なったものを使用することがないように、計画的に学年単位で入替えをお願いすることとしておりま

す。なお、既に4学年まで入替えが完了しています赤坂小学校では、3学年を対象とし、高さ調節が可能な机、椅子を導入している学校4校におきましては配備対象外としております。

「今後のスケジュール」ですが、今年度第2回港区議会定例会に購入議案として上程し、9月からの使用開始を目指しております。

2ページを御覧ください。学習机と椅子の新旧の写真でございます。メーカー、物品の選定に当たっては、代表校長等による選定委員会での選考をしております。機能面では、既存製品に比べて机の引き出しにごみたまり予防のスリットがあること、椅子の形状により座った姿勢を維持し集中しやすいといった効果があり、既に先行配備された学校現場からは概ね好評を頂いております。雑駁ですが、説明は以上となります。

○教育長職務代理人 ただいまの説明に対して、ご質問はございますか。

よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

10 港区立箱根ニコニコ高原学園ちゅう房機器の購入について

○教育長職務代理人 次に、報告事項第10「港区立箱根ニコニコ高原学園ちゅう房機器の購入について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは「港区立箱根ニコニコ高原学園ちゅう房機器の購入について」報告資料No. 10を用いてご説明いたします。港区立箱根ニコニコ高原学園の大規模改修に伴い、調理室等の厨房機器を購入するものでございます。「購入物品」はシンクやガステーブル等、調理で使用する機器で、購入する量は計78点となります。品名や用途等の詳細は、別紙に一覧で記載をしております。

本文にお戻りいただきまして「購入の理由」ですが、箱根ニコニコ高原学園は、令和8年度から令和9年度にかけて大規模改修を予定しており、耐用年数を経過した厨房機器等について新しいものに更新いたします。なお、一部の耐用年数を超えていない機器については、大規模改修後も引き続き活用いたします。

「今後のスケジュール」ですが、今年度第2回港区議会定例会に購入議案として上程し、契約締結後、令和9年3月までに順次納品予定でございます。雑駁ですが、説明は以上となります。

○教育長職務代理人 ただいまの説明に対して、ご質問はございますか。

よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

11 港区立小学校及び港区立中学校ちゅう房機器の購入について

○教育長職務代理人 次に、報告事項第11「港区立小学校及び港区立中学校ちゅう房機器の購入について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、「港区立小学校及び港区立中学校ちゅう房機器の購入について」報告資料No. 11を用いてご説明いたします。本件は、港区立小・中学校調理室の厨房機器を購入するものでございます。

「購入物品」は計５５点となります。品名や用途等詳細は別紙のとおりで、冷蔵庫、冷凍庫、回転釜、炊飯器等となります。

本文にお戻りいただきまして、「購入する理由」でございますが、港区立小・中学校のうち、購入から長期間経過し、耐用年数を超過した厨房機器について新しいものに更新いたします。

「今後のスケジュール」ですが、今年度第２回港区議会定例会に購入議案として上程し、契約締結後、令和９年３月までに順次納品予定でございます。雑駁ですが、説明は以上となります。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますか。

よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

12 令和７年度港区立幼稚園修了児及び小中学校卒業生の進路状況について

○教育長職務代理者 次に、報告事項第１２「令和７年度港区立幼稚園修了児及び小中学校卒業生の進路状況について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 「令和７年度港区立幼稚園修了児及び小中学校卒業生の進路状況について」報告いたします。教育委員会報告資料Ｎｏ．１２の別紙を御覧ください。

幼稚園の進学状況において昨年度と比較して大きく変動した部分は、区立学校への進学率でございます。昨年度に比べ４．２％増加しており、２２８名の園児が区立小学校に進学しています。

小学校の進路状況において、昨年度と大きく変動した部分はありません。各小学校におけるアカデミー内への進学率は昨年度より１．６％増加しておりますが、私立受験をする児童が多かった御成門学園、白金の丘学園は昨年度より低い数値を示しております。なお、今年度ｅスポーツ部やアート部の新設や美術連携といった様々な魅力向上策を講じた成果として、青山アカデミー内での青山中学校への進学率は４．８％増加し、青山小学校だけで見ると１５％から３８％と、２倍以上の進学率となっております。

中学校の進学状況において昨年度と大きく変動した部分は、私立高校への進学率です。昨年度と比べ１．５％増加し、３０人に増加しました。これは、私立の授業料無償化のためであると考察しております。雑駁ではございますが、以上で報告を終わります。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますか。

○鈴木委員 お聞きしたいのですけれども、御成門学園とそれから白金の丘学園、赤坂学園が大分パーセンテージとしては下がっていると思うのですけれども、何か要因というのがありましたら教えてください。

○教育指導担当課長 ４校、小中一貫教育校がございまして、お台場学園は通常どおりというか、継続した形の数値を示していて、赤坂中学校に関しては、数値としては上がっている状況でございます。一方、御成門学園と白金の丘学園について、数値が下がっているのは、内容を見てみると、受験による私立中学校への進学の数が非常に多い状況でございまして、こちらが数値として大きく影響しているものと認識しているところでございます。

毎年毎年の就学の仕方、進学の仕方については、各保護者の希望等ございますので、それについて影響される部分があると思うのですが、引き続き、接続を伴うところの利点だったりとか、魅力というところをしっかりと示していくことが改めて必要であるというふうに、こちらは認識して対応を進めていきたいと考えているところでございます。

○教育長職務代理者 よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

13 バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）の導入について

○教育長職務代理者 次に、報告事項第13「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）の導入について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 本件につきましては、対面での支援が難しい児童・生徒を対象にしたインターネット上の仮想空間において、アバターを操作しながら学習やコミュニケーションを行うことができる環境として、バーチャル・ラーニング・プラットフォーム、略称VLPについて導入するものでございます。

資料No. 13を御覧ください。「現状」についてでございます。本区における不登校児童・生徒は、令和6年度に小学校で140名、中学校で126名となっております。このうち、教職員による継続的な関わりはあるものの、専門的な相談や指導を受けていない児童・生徒は小学校で9名、中学校で37名存在しており、対面での支援が難しい児童・生徒に対する支援のさらなる充実が必要であると考えております。こうした児童・生徒を中心として、バーチャル・ラーニング・プラットフォームを導入していきたいと考えております。

続きまして、バーチャル・ラーニング・プラットフォームで提供する主な内容についてです。第1に、学習支援です。対話型のレクチャーやつまずきの自動診断機能を備えたeラーニング教材を活用するとともに、バーチャル・ラーニング・プラットフォーム学習支援員が在籍校の教員や保護者と連携しながら、個々の状況に応じたカリキュラムの作成等を行う予定でございます。第2に、「教育相談」です。在籍校の教員や、バーチャル・ラーニング・プラットフォーム学習支援員、不登校対応の巡回教員との1対1によるオンライン相談を実施してまいります。第3に、「体験活動」です。クイズ大会やランチ会など、言語によるやり取りを必ずしも必要としない形で参加できるミニイベントなどを実施し、安心して人との関わりを持てる機会を提供してまいります。

次に「利用方法」についてでございます。児童・生徒は学習用タブレット端末であるiPadを使用し、平日午前9時から午後3時までの間、利用することを想定しております。また、活動状況については、バーチャル・ラーニング・プラットフォーム学習支援員が把握し、学校、保護者及び教育委員会事務局と共有することで、継続的な支援の充実につなげてまいります。

最後に「今後のスケジュール」についてです。本年6月に各校長への周知を行い、7月には児童・生徒及び保護者への周知を実施してまいります。その後、9月に導入を開始する予定でございます。甚だ簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますか。

○鈴木委員 ご説明ありがとうございました。不登校支援ということで、東京都の教育委員会の方を拝見すると、8年度から既に港区が参加自治体ということで載せられているようなのですが、この東京都が利用されているVLP、株式会社JMCが運用されているものをそのまま港区で利用するという認識でよろしいのでしょうか。教えてください。

○教育指導担当課長 現在も東京都に、登録としては入っている形を取っているのですが、リニューアルして開始するのが9月からということで、JMCで今まで行っていたものを新しい形で実施していく。ここのところに港区もコンテンツを入れながら参加させていただくという形を取りたいと考えているところでございます。実際には今はまだリニューアル中のところがありますので、新しくなったところで、9月から開始したいと考えております。

○中村委員 ちなみに、東京都内で港区に先行して実際にVLPを使っているところというのは、どの程度あるのですか。

○教育指導担当課長 特別区においては、10自治体程参加しているところでございます。参加内容の在り方についてはそれぞれでございまして、独立した形で行っているものもあれば、つばさ教室みたいに適応教室の中に組み込まれた形で実施しているところがあったりなど、参加内容と取組内容は様々でございます。

○中村委員 このVLP学習支援員というのは、何人くらいいて、実際にどのような活動を予定していますか。

○教育指導担当課長 今のところ、2名配置する予定で考えております。内容としては、このバーチャル・ラーニング・プラットフォームのプラットフォーム内の部屋などの保守。または、子どもたちの見守りであったり、声かけをしたりということ。さらに、学校とつながらないと意味がないので、学校とのつながり、どのような形で学習しているという情報提供などを行っていただく予定で考えております。

○中村委員 この支援員は、場所はどこにいるのですか。各学校にいるのですか。どこにいて活動するのでしょうか。

○教育指導担当課長 学習支援員については、委託で考えていまして、オンライン上にいる形を取りますので、基本的には会社に所属して、その委託している会社で勤務しながら対応することになるというところでございます。

○中村委員 では、オンライン上での参加ということですか、不登校の生徒から見れば。

○教育指導担当課長 おっしゃるとおりでございます。

○中村委員 分かりました。

○鈴木委員 ありがとうございます。今、東京都のホームページで拝見しているのですが、例えば令和7年度に開始した自治体の中央区とか板橋区、その辺の参加人数のデータを教えていただけないでしょうか。

○教育指導担当課長 直近のところでは、中央区ですと大体2名から3名と伺っております。板橋区の方は把握していないところもあるのですが、近いところの情報では2名から3名と伺っております。ただ、取組内容が、適応指導教室、港区で言うつばさ教室の中に入れられた取組になっていますので、基本的に登録してから参加するという形のところはやり方が少し違うというところがあります。

港区としてはひろく門戸を開いて、つばさ教室にもつながらない、色々なところにもつながらない子たちもしっかりと受け止められるような組織としていきたいと考えております。

○鈴木委員 ありがとうございます。ということは、こちらの港区で行われるものも、単純に登録をして、例えば週に1、2回学校は行けるけれども毎日に行けないという子も含めて登録をするというような形でしょうか。教えてください。

○教育指導担当課長 おっしゃるとおりでございます。柔軟な形で運用していきたいと考えているところです。

○教育長職務代理人 ほかによろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

14 明治学院大学との教員養成に関する協定の締結について

○教育長職務代理人 次に、報告事項第14「明治学院大学との教員養成に関する協定の締結について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 「明治学院大学との教員養成に関する協定の締結について」をご報告させていただきます。資料No. 14を御覧ください。本件は、令和8年3月に、明治学院大学と教員養成に関する協定を締結し、区立中学校における教員志望の学生のインターンシップを開始したものでございます。

まず、これまでの経緯です。港区と明治学院大学は、平成20年3月に「連携協力に関する基本協定」を締結し、「教育相談研修会」の実施など、計画的な協働連携事業を進めてまいりました。こうした中、明治学院大学においては、教員不足への対応の一環として、学生が学校現場で児童・生徒と関わり、実態を理解することを目的とした「学校インターンシップ科目」を新設したことから、今回のこの締結に至ったものでございます。

次に、主な取組の概要です。区立中学校において、大学2年生から4年生を対象に、学習指導補助や部活動指導補助、行事運営補助などを行う学校インターンシップの受入れを実施いたします。併せて、キャリア教育における連携の強化や、大学教諭による出張事業等も実施する予定でございます。今年度は5月から、御成門学園御成門中学校及び三田中学校において、学生2名によるインターンシップを開始しております。甚だ簡単ではございますが、報告は以上でございます。

○教育長職務代理人 ただいまの説明に対して、ご質問はございますか。

○中村委員 こういう機会、非常に今の教員不足、あるいは教員の質の低下という状況に鑑みて非常にいい機会だと思うので、こういう機会があればどんどん協定を締結して、ほかの大学ともやってもらいたいと思います。ちなみに、インターンシップの期間はどれくらいですか。

○教育指導担当課長 基本的には1年間を対象としますが、実質的には5月から2月くらいまでを想定して進めているところでございます。

○中村委員 思っていたより長いのですけれども、これは、例えば何曜日の何限の科目などとして、そのときに学校にきて1時間か2時間くらい行くと、そういった感じでしょいか。

○教育指導担当課長 期間としては1年間という形になっているのですけれども、時間数でいうと50時間で行います。なので、ばらばらと毎月数時間ずつ行っていくこともあれば、1週間なり2週間なり、かなり詰めて実施するなどは、学校と大学側で相談しながら実施するものでございます。

○中村委員 では、その科目を取った学生によっては、来る時間とか、どういうところにどういうインターンシップの内容になるかというのは、その人ごとに随時、個別に変わるという、そういう認識でいいのですか。

○教育指導担当課長 おっしゃるとおりでございます。ただ、あくまでも学生の方のオーダーに応じた形で、学校側も配慮して対応しているところでございます。

○中村委員 私も、出身校の中央大学のロースクールの学生を、インターンシップということで大体2週間預かっているのですけれども、預かって朝から夕方まで一緒にいて、可能な限り私と行動をともにする。一度、教育委員会の行事にも連れていったことがあると思いますけれども、そんな感じでやらせていますが、学生の側から見ると、学校の一部を少しずつ垣間見るよりも、基本的には朝から夕方までいて、1日の学校の中で教員がどういう動きをしているのかとかいうのを見た方がいいと思うので、基本的には、やるのだったら朝、始業時から夕方、先生方が帰るまでの間を、7、8時間ですか。それを連続でやるなら10日間とか、そういった形でやった方が、インターンシップとしては効果が上がるのかなというのが私の感触ですので、参考にしてもらえればと思います。以上です。

○鈴木委員 ありがとうございます。こちらの事業、お互いにとって非常にいいものだなと思っております。二つお聞かせ願いたいです。まず、この平成20年に締結された際の経緯というか、背景を教えてください。どうして明治学院大学と提携されたのか。例えば東京海洋大学とか、港区にはほかにも慶應大学とかも含めて色々な大学があると思うのですけれども、明治学院大学と締結された経緯を教えてください。1点。それから、港区学生スクールボランティアは、去年から始まったかと思うのですけれども、実際に今どのくらい登録していて参加しているのかというのを教えてください。

○教育指導担当課長 平成20年に締結した経緯についてでございます。こちらにつきましては、区内の大学として明治学院大学の方から、ぜひとも締結したいと、様々な取組と一緒に進めていきたいという申出があり、教育委員会として承ったという形になっています。そこから研修会などの

際には、明治学院大学の先生に来ていただいて、実際に研修などを一緒にさせていただいているところでございます。

スクールボランティアにつきましては、昨年度から実施しているところでございますが、こちらについては10名、登録をさせていただいております。今年度に関しては、まだ登録作業中でございますので確定ができてはいませんが、昨年度については10名おりました。

○鈴木委員　ちなみに、その登録数の中に、明治学院の学生さんというのは何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

○教育指導担当課長　2名程度いらっしゃったと記憶しております。

○鈴木委員　ありがとうございます。

○教育長職務代理者　よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

15 学校法律相談の令和7年度下半期実施状況について

○教育長職務代理者　次に、報告事項第15「学校法律相談の令和7年度下半期実施状況について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長　それでは、資料No. 15「学校法律相談の令和7年度下半期実施状況について」報告させていただきます。本件は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの学校法律相談の実施状況について報告するものでございます。学校法律相談の担当弁護士への相談回数は、記載のとおり67回でございました。参考までに、令和6年度下半期の相談回数は47回、令和7年度上半期の相談回数は36回でございました。

また、保護者等との面談への弁護士の同席制度の利用が1回ございました。その下に、原因別、相談内容別の内訳表を示してございます。各行の上段の白色の枠は相談回数、下段の灰色の枠は相談事案件数となっております。資料の右下にございますとおり、相談内容は67件でございますが、相談事案件数は23件となっており、複数回にわたって相談があった事案があったことを示してございます。

原因別で見ますと、子どもによる事故・トラブル及び保護者のトラブルによる相談回数が多く、相談内容別で見ますと、学校（園）の運営的事項への助言が多い状況となっております。なお、不当と見られる要求への助言に該当する相談はございませんでした。甚だ簡単ではございますが、説明は以上となります。

○教育長職務代理者　ただいまの説明に対して、ご質問はございますか。

○中村委員　弁護士の同席制度の利用が1件あったということですが、どのような案件だったのか教えてもらえますか。

○教育指導担当課長　こちらについては、内容としては、いじめに関することです。令和6年度にあったいじめ対応につきまして、保護者の方が学校の対応に対して納得していない状況でございまして、改めて学校の対応について聞き取りをしたいということだったのですが、かなり立

ち入った内容になるところもあり、法的な内容も含まれることから、同席していただいたものでございます。

○中村委員 その案件は、同席制度を利用した後、どのような経過をたどったのでしょうか。

○教育指導担当課長 これについては、現状まだご納得はされていない状況で、情報公開請求などをご利用されて、依然としてお話は続いているところではございますが、直接学校への対応というのは今のところは起きておりません。

○中村委員 原因となる内容が挙がっていますけれども、ここ数年の傾向はあまり変わっていないという理解でよろしいですか。

○教育指導担当課長 傾向としては変わっていないのですが、「子どもによる事故・トラブル」のところにおいて、学校の管理責任であったりとか、安全配慮義務について問う内容のものが多くなってきているというところが傾向としてございます。

○中村委員 それから、件数は大体20件前後で、ここ2年くらいは変わっていないでしょうけれども、回数が増えているということは、やはり1件にかかる回数が増えているということでしょうから、ほとんどが1回か2回くらいで終わるはずなので、結局一部の案件が相当な数、7、8回の相談になっていると思うのですが、それくらい、相談回数が多くなっている案件というのは、何か特徴がありますか。こういう案件の場合は回数が多い傾向があるとか、そういうものがあれば教えてください。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。傾向としてあるのが、複数回にわたって行われるのは、学校の初動の対応のところに不備があったり理解が得られなかったりというところから、保護者が納得しないで繰り返し対応することになる、そのところで弁護士の方の助言を頂くというケースが多いように、こちらとしては分析しております。

○中村委員 それは、港区から見れば初動が甘くて、もっと初動をしっかりしていれば、そんな複数の相談にもならず終わったのではないかというふうに理解していいのでしょうか。

○教育指導担当課長 そういう件数は多いものというふうに認識しております。ただ、一部どうしてもやはり保護者が、不当というか、こちらに明らかな瑕疵がないにもかかわらず言っているケースもありますが、多くは、学校の初動対応がもう少しうまく行けばというところが、分析しているところでございます。

○中村委員 父兄の側のいわゆるカスハラ的な相談だったら、ある程度複数回に及ぶのはやむを得ないと思うのですが、そういうものではなくて、教育委員会あるいは学校現場の初期対応が不十分だったというのが原因であるような案件があるのであれば、その辺のところはやはり、教育委員会内それから各学校間でしっかり情報共有をしたり、校長会とかそういうような場でしっかりと公開をしたりするなどして、そういうことがないようにしていただきたいなと思います。以上です。

○教育長職務代理人 よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

- 16 後援名義等の４月使用承認について
- 17 生涯学習スポーツ振興課の４月事業実績について
- 18 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 19 生涯学習スポーツ振興課の６月事業予定について
- 20 図書館の４月分利用実績について
- 21 図書館・郷土歴史館の４月行事実績について
- 22 図書館・郷土歴史館の６月行事予定について
- 23 ６月教育人事企画課事業予定について
- 24 みなと科学館の４月利用状況について

○教育長職務代理者 次に、報告事項第１６「後援名義等の４月使用承認について」から、報告事項２４「みなと科学館の４月利用状況について」、この９件の定例事項については、配布資料のとおりです。配布資料事項について、ご質問はございますか。

よろしいでしょうか。それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している報告事項は全て終了しましたが、委員または説明委員から、その他何かありますか。

「閉会」

○教育長職務代理者 なければ、これをもちまして閉会いたします。

今回は、定例会を６月１１日木曜日、午前を予定しております。よろしくお願いいたします。皆さん、本日はお疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長

港区教育委員会委員